

東海南中学校部活動に係る活動方針

令和4年4月

1 基本的な考えについて

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動である。生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、芸術文化に親しむ基盤形成を図るうえで、きわめて効果的な活動であることから、学校の教育目標や経営方針に基づき、計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- 体調管理や安全管理を含め、生徒の自主的・主体的な部活動の運営に努める。

2 活動時間について

平日の練習は2時間程度、休業日(長期休業日含む)の練習時間は3時間程度(準備・片付けの時間は含まない)とする。ただし、練習試合や大会等はこの限りではない。

4月～9月	15:45～17:15 (17:30 完全下校)
10月・3月	15:45～16:45 (17:00 完全下校)
11月～2月	15:45～16:30 (16:45 完全下校)

3 休養日の設定について

【学期中の活動】

- (1) 週に2日以上休養日を設ける。
- (2) 土・日のいずれかを休養日とする。原則として月曜日・木曜日には部活動を実施しない。
- (3) 大会への参加などにより、やむを得ず土・日に連続して活動するような場合は、代替え平日(月曜日・木曜日以外)に休養日を確保する。
- (4) 本県では、毎月第3日曜日を「家庭の日」としていることから、本村でも「家庭の日」として、原則として部活動を実施しない。(大会等は、この限りではない。)
- (5) 学校閉庁日は部活動を実施しない。また、3月31日と4月1日も実施しない。
- (6) 定期試験(期末テスト)の前の3日間と定期テスト当日を休養日とする。

【長期休業中の活動】

- (1) 夏季休業中の活動は20日までとする。ただし、同一大会は1回として数える。
- (2) 週に2日以上休養日を設ける。
- (3) 家族と過ごす時間の確保、長期休業中だからこそ可能な旅行や体験活動など多様な活動ができるよう、夏季休業日及び冬季休業日は連続5日間以上の休養期間を設ける。

4 朝の活動について

- ・朝の活動は行わない。ただし、駅伝大会等の選抜生徒で構成された大会へ参加するための活動については、大会の概ね1か月前の期間はこの限りではない。

5 学校単位で参加する大会について

- ・県中学校体育連盟及び村教育委員会が定める大会数の上限の目安等を踏まえ、参加する大会等を精査する。(年間に12大会以内)